

○厚生労働省令第九十二号

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の二第三項、第九十八条第三項及び第一百一条、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第一百十條、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)第四十九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成三十年政令第三百六十四号)第三十七条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令
(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

第一条 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（貸付事業の運営に関する措置） 第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一、四十二（略） 四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得しないようにするための措置 四十四（略） 四十五 貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置 イ（略） ロ 特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨 四十六、五十七（略） 二、十三（略）			（貸付事業の運営に関する措置） 第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一、四十二（略） 四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得しないようにするための措置 四十四（略） 四十五 貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置 イ（略） ロ 特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨 四十六、五十七（略） 二、十三（略）		
（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正） 第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号）第一			（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置） 第二条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者（改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者をいう。以下同じ。）が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号）第一		
改 正 後			改 正 前		

（傍線部分は改正部分）

条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第七十八條の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるのは「按分割合（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八條の二第二項第一号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三條の五第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前地共済法第五條第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三條の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。）」と、「抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された」とあるのは「抄本（平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。）又は同日前に」と、同号ロ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「当該審判の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号ハ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「当該調停の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び平成二十七年経過措置政令第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号ニ及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」とする。

第三条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）前に、改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八條の四第一項、改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。）第九十三條の七第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十六條の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）第七條第一項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十八條の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分割合の範囲（改正前厚生年金保険法第七十八條の三第一項、改正前国共済法第九十三條の六第一項（昭

条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第七十八條の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるのは「按分割合（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八條の二第二項第一号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三條の五第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前地共済法第五條第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三條の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。）」と、「抄録謄本又は」とあるのは「抄録謄本（平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。）又は同日前に」と、同号ロ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「当該審判の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号ハ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「当該調停の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び平成二十七年経過措置政令第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」と、同号ニ及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二條第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五條第一項第二号イから二までに掲げる情報」とする。

第三条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）前に、改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八條の四第一項、改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。）第九十三條の七第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十六條の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）第七條第一項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十八條の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五條において準用する改正前国共済法第九十三條の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分割合の範囲（改正前厚生年金保険法第七十八條の三第一項、改正前国共済法第九十三條の六第一項（昭

第三條 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（口座振替による納付に係る納入告知書の送付） 第二十五条の四 機構は、法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、法第八十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式（第八十七条の二第二項において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。 （未支給の保険給付の請求） 第四十二条 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。 一 四（略） 五 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者の身分関係 六（略） 2 4（略）		和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第六十六条第一項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項の規定において準用する場合を含む。）又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の六第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する按分割合の範囲をいう。以下この条及び次条において同じ。）について情報の提供（改正前厚生年金保険法第七十八条の五、改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第七十七条の二（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合における厚生年金保険法第七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 三（略） 四 情報の提供を受けた日が対象期間の末日以後である場合であつて、一元化法施行日前に当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、若しくは記録された公正証書を作成した場合若しくは一元化法施行日前に私署証書について公証人の認証を受けた場合又は請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停の申立てをしたとき	
（口座振替による納付に係る納入告知書の送付） 第二十五条の四 機構は、法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、法第八十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式（第八十七条の三第二項において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。 （未支給の保険給付の請求） 第四十二条 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。 一 四（略） 五 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係 六（略） 2 4（略）		和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第六十六条第一項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項の規定において準用する場合を含む。）又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の六第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する按分割合の範囲をいう。以下この条及び次条において同じ。）について情報の提供（改正前厚生年金保険法第七十八条の五、改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第七十七条の二（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合における厚生年金保険法第七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 三（略） 四 情報の提供を受けた日が対象期間の末日以後である場合であつて、一元化法施行日前に当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書を作成した場合若しくは一元化法施行日前に私署証書について公証人の認証を受けた場合又は請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停の申立てをしたとき	

(未支給の保険給付の請求)

第五十八条 障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 5 4 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第七十五条 遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 5 4 (略)

(未支給の脱退一時金の請求)

第七十六条 脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項において準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第七十七条 旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 請求者より先順位の旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定に該当する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係

五 (略)

2 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第五十八条 障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 5 4 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第七十五条 遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 5 4 (略)

(未支給の脱退一時金の請求)

第七十六条 脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項において準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2 (略)

(未支給の保険給付の請求)

第七十七条 旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 請求者以外に旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定に該当する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係

五 (略)

2 (略)

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法)
第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる書類の添付

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書(第一号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。及び第二号改定者(同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。)

ロ ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法)
第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに掲げる書類の添付

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第一号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。及び第二号改定者(同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。)

ロ ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(国民年金法施行規則の一部改正)
第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(未支給年金の請求)

第二十五条 法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者より先順位の法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2・3 (略)

改正前

(未支給年金の請求)

第二十五条 法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一 四 (略)

五 請求者以外に法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六 (略)

2・3 (略)

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)
第五条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成三十年厚生労働省令第百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

第十五条 法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 四 (略)

五 請求者より先順位の法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六 (略)

2・3 (略)

改正前

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

第十五条 法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 四 (略)

五 請求者以外に法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六 (略)

2・3 (略)

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求) 第三十条 法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略) (未支払の障害年金生活者支援給付金の請求) 第四十五条 法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者より先順位の法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略) (未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求) 第六十一条 法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略)	(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求) 第三十条 法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略) (未支払の障害年金生活者支援給付金の請求) 第四十五条 法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者以外に法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略) (未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求) 第六十一条 法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一 四 (略) 五 請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六 (略) 2・3 (略)
---	--

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条の規定及び第三条中厚生年金保険法施行規則第七十八条の四第一項の改正規定は同年十月一日から、第三条中厚生年金保険法施行規則第二十五条の四の改正規定は公布の日から施行する。